

○南会津町会津高原たかつえカントリークラブ条例施行規則

平成18年 3 月20日

規則第138号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町会津高原たかつえカントリークラブ条例（平成18年南会津町条例第169号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設期間)

第2条 南会津町会津高原たかつえカントリークラブ（以下「たかつえカントリークラブ」という。）の開設期間は、4月1日から12月1日までとする。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、町長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休場することができる。

(開設時間)

第3条 たかつえカントリークラブの開設時間は、午前7時から午後8時までとする。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、町長の承認を得て開設時間を変更することができる。

(利用料金の減免)

第4条 条例第12条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、たかつえカントリークラブ利用料金減免申請書（様式第1号）により行い、減免をしたときは、利用者に対し利用料金減免通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずにたかつえカントリークラブの敷地内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 展示品に手を触れないこと。

(5) その他指定管理者が定める事項に違反しないこと。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（令和5年規則第16号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

たかつえカントリークラブ利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者

申請人 住 所
団体名
氏 名

南会津町会津高原たかつえカントリークラブ利用料金について、次により減免してくだ
さるよう申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利 用 人 数	大人 人 小人 人 計 人
減 免 の 理 由	
利 用 責 任 者	氏名 電話() —

※ 下記の欄は記入しないでください。

利 用 料 金	減 免 の 根 拠	免 除 金 額	減免後の利用料金
円		円	円

様式第2号(第4条関係)

たかつえカントリークラブ利用料金減免通知書

南会津町会津高原たかつえカントリークラブの利用料金について、次のとおり減免することにしたので通知します。

申 請 年 月 日	年 月 日 ()
申 請 人	住 所 団体名 氏 名
利 用 の 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分から 年 月 日 午前 午後 時 分まで
利 用 人 数	大人 人 小人 人 計 人
利 用 責 任 者	氏名 電話() —

※ 下記の欄は記入しないで下さい。

	規 定 料 金	減 免 額	減免後の利用料金
減 免 利 用 料 金	円	円	円

年 月 日

指定管理者

